

# 大分県報

平成三十年  
号外（八）  
二月二十日

（火曜日）

## 目次

### 告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一

### ○告示

#### 大分県告示第百三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。  
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
平成三十年二月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
大分市横田二丁目十番二十八号  
株式会社秀観  
代表取締役 小 野 秀 幸
- 特定事業場の所在地及び名称  
別府市大字鶴見用水七百八十四番一 外五筆  
別府温泉 灯りの宿 燈月
- 設置される特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三  
イ ちゆう房施設及びハ 入浴施設

平成三十年二月二十日

大分県報号外（告示）

一

種 類	種 別	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値					項 目	単 位	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量	単 位	使 用 の 季 節 的 変 動	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 時 間 間 隔	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	能 力	種 類
		浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	窒素含有量											
入浴施設	①	八、三九七	一三五	一八〇	五・八〇八・六	四・五	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	通常	約一二時間	平三一・二・二八	許可後	三〇〇食/日	ちゆう房施設
	②	二、〇一〇	一三五	一八〇	五・八〇八・六	四五	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	通常	六時～一〇時	平三一・二・二八	許可後	三〇〇食/日	ちゆう房施設	
	③	六、三五二	一三五	一八〇	五・八〇八・六	四五	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	通常	約一二時間	平三一・二・二八	許可後	三〇〇食/日	ちゆう房施設	
	④	二、七二三	一三五	一八〇	五・八〇八・六	四五	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	通常	約一二時間	平三一・二・二八	許可後	三〇〇食/日	ちゆう房施設	
	⑤	二、一九二	一三五	一八〇	五・八〇八・六	四五	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	通常	約一二時間	平三一・二・二八	許可後	三〇〇食/日	ちゆう房施設	
	⑥	一、七九三	一三五	一八〇	五・八〇八・六	四五	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	通常	約一二時間	平三一・二・二八	許可後	三〇〇食/日	ちゆう房施設	



<p>5 排出水の量及び汚染状態の値</p>	排水口名		No.1排水口	
	一日当たりの排出水量		通常 の値	最大 の値
	単位	m <sup>3</sup> /日	一五八	一六七
	項目	単位	通常 の値	最大 の値
<p>汚水の等汚染の汚染状態の値</p>				
水素イオン濃度	mg/l	五・八〇八・六	五・八〇八・六	
生物化学的酸素要求量	mg/l	三・八	五・〇	
化学的酸素要求量	mg/l	七・六	九・一	
浮遊物質	mg/l	六	七	
窒素含有量	mg/l	五・八	七・四	
りん含有量	mg/l	〇・三八	〇・五〇	
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇	
<p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間 平成三十年二月二十日から同年三月十三日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所</p>				

平成三十年二月二十日

大分県報号外(告示)